

# 申請書(記入例)

様式第十二号(第十条の十二関係)

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

平成△△年〇〇月××日

前橋市長 あて

申請者

※登記事項証明書(又は住民票)に記載されたとおりに記入して下さい。

ふりがな ぐんまけんおおたしはまちょう  
住所 群馬県太田市浜町〇〇番〇〇号

ふりがな じょうしゅうかんきょう あかぎたろう  
氏名 株式会社上州環境 代表取締役 赤城太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (0276) 47-0000

郵便番号 □□□-□□□□

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	特別管理産業廃棄物収集運搬業(積み替え保管を除く) ※ 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類を記入 例) 廃油(揮発油等)、廃酸(腐食性)、廃油(トリクロエチレンを含む)
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒373-8718 群馬県太田市浜町〇〇番〇〇号 電話番号(0276)47-0000
	事業場 〒376-8501 群馬県桐生市織姫町〇〇番〇〇号 電話番号(0277)46-0000
事業の用に供する施設の種類及び数量	別紙3のとおり
積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	積替保管は行わない
※ 事務処理欄	

記載しきれない場合には別紙を追加しても可

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市区名	許 可 番 号
	茨城県	00851XXXXXX
	栃木県	00950XXXXXX
	埼玉県	01150XXXXXX
	千葉県	申請中（平成〇〇年〇〇月〇〇日申請）

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
あらたよしさだ 新田 義貞	S33. 5. 8	群馬県太田市新田反町〇〇番 群馬県太田市新田市野井町〇〇番

※住民票のとおり記入

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住 所
じょうしゅうかんきょう 株式会社上州環境	群馬県太田市浜町〇〇番〇〇号

※登記事項証明書のとおり記入

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所

※該当者がいる場合記入  
その者の住民票抄本及び登記事項証明書を添付

法第14条第5項第2号ニに規定する役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
あかぎたろう 赤城 太郎	S18. 2. 7 代表取締役	群馬県渋川市赤城町北赤城山〇〇番 群馬県渋川市赤城町南赤城山〇〇番
くさつよいとこ 草津 酔床	S19. 7. 1 取締役	群馬県吾妻郡草津町大字草津〇〇番 群馬県前橋市大渡町〇〇番
いかほゆめじ 伊香保 夢二	S29. 4. 1 取締役	群馬県渋川市伊香保町〇〇番 群馬県渋川市石原〇〇番
みなかみおんせん 水上 恩千	S. 22. 10. 10 取締役	群馬県利根郡みなかみ町湯原〇〇番 群馬県利根郡みなかみ町後閑〇〇番
とみおかせいし 富岡 正史	S29. 4. 1 監査役	群馬県富岡市富岡〇〇番 群馬県富岡市富岡〇〇番

※住民票抄本及び登記事項証明書を添付

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき）

発行済株式の 総数	<b>3,000株</b>		出資の額	<b>3,000,000円</b>
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
あかぎたろう 赤城 太郎	S18.2.7	1,500株	群馬県渋川市赤城町北赤城山〇〇番	
		50%	群馬県渋川市赤城町南赤城山〇〇番	
はるなじろう 榛名 次郎	S30.2.1	1,000株	群馬県高崎市榛名山町〇〇番	
		33.3%	群馬県高崎市榛名湖町〇〇番	
みよぎさぶろう 妙義 三郎	S30.3.20	500株	群馬県富岡市妙義町岳〇〇番	
		16.7%	群馬県富岡市妙義町妙義〇〇番	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	※該当者がいる場合記入 その者の住民票抄本及び登記事項証明書を添付
	役職名・呼称	

政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者  
 1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）  
 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

